

公 告

令和 8 年度 町道一の谷寒風線長又橋橋梁補修工事について事後審査型制限付き一般競争入札を行いますので、いの町契約規則（平成 16 年の町規則第 46 号）第 5 条により公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

いの町長 池田 牧子

第 1 工事及び入札等の概要

- 1 工 事 名 令和 8 年度 町道一の谷寒風線長又橋橋梁補修工事
- 2 工事番号 8 道メ工第 20 号
- 3 工事場所 いの町 桑瀬
- 4 工事概要 施工延長 L=25.0m 塗替塗装工 A=553m²
- 5 工事内容 詳細については、設計図書に示す。
- 6 工 期 令和 9 年 3 月 31 日
- 7 この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 8 予定価格 事後公表
- 9 申請期間 公告の日から令和 8 年 10 月 13 日（火）正午まで
- 10 入札日
 - （1）入札日時
令和 8 年 10 月 22 日（木）午前 9 時 30 分から
 - （2）入札及び開札場所
いの町役場 1 階 103 会議室
- 11 この入札への参加者は、いの町入札心得を了知すること。
- 12 この入札は、入札参加者が無いとき、または入札参加資格を認めた者が無い場合には行わない。
- 13 この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- 14 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- 15 契約締結までの間に次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。

- (1) いの町建設工事指名停止措置要綱（平成 18 年いの町訓令第 11 号）又は指名回避措置基準要領（平成 18 年いの町訓令第 13 号）による措置を受けたとき
 - (2) いの町建設工事指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき
 - (3) 国又は高知県から指名停止等の措置を受けたとき
 - (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止処分を受けたとき
 - (5) 建設業法第 8 条第 9 号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年いの町規則第 22 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当したとき
 - (6) 第 2 に定める入札参加資格要件のいずれかを喪失したとき
- 16 落札者は、契約の締結の前に、工事施工中常駐させる現場代理人及びこの入札の参加申請で提出した配置予定技術者について、別に定める「現場代理人・技術者届」で届け出なければならない。

別途指定する日までに届出がない場合には、落札決定を取り消す。また、契約締結後に現場代理人の常駐又は専任の技術者の配置が困難となった場合には、契約の解除を行うことがある。

第 2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

1 要件

- (1) いの町建設工事競争入札参加資格を有すること。
- (2) 高知県内に主たる営業所（本社又は本店）を置く者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、国又は高知県から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (7) 建設業法第 8 条第 9 号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

- (8) 直近の経営事項審査結果通知書における鋼構造物工事の総合評定値(P値)が700点以上の者であること。
- (9) 次の①から③の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ただし、当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額が4,500万円以上になると事前に判断される場合は、主任技術者に代えて、②から④の要件を満たす監理技術者を当初から専任で配置できること。
- ① 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第7条第2号若しくは第15条第2号に規定される営業所の専任技術者(許可業種は問わない。)でないこと。
- ③ この公告の日以前に申請者に採用され、申請時において引き続き3ヶ月以上雇用されている者であること。
- ④ 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者であり、かつ、鋼構造物工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (10) 当該工事を施工するための下請契約の請負代金の額が5,000万円以上になると事前に判断される場合は、鋼構造物工事に関し建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けていること。

第3 入札参加の方法等

この工事の入札に参加しようとする者は、提出期限までに事後審査型制限付き一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。入札参加資格の有無について確認の結果、入札参加資格を有しないと確認した者についてのみ、FAXにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

1 申請書の配布又は提出について

(1) 配布及び提出期限

令和8年10月2日(金)から令和8年10月13日(火)正午まで

(2) 提出場所

吾川郡いの町1700-1(いの町役場本庁舎)

いの町管財契約課

電話 088-893-1114

FAX 088-893-0177

(3) 配布方法

ホームページからのダウンロードによる。

公告及び申請書様式 <https://nyusatsu.town.ino.kochi.jp/>

(4) 提出方法

いの町管財契約課に持参。特に認める場合を除き、郵送、FAXによる提出はできない。

(5) 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から当該工事の入札の当日までの間、第3の1の(3)に示したホームページにおいて公開する。

(6) 質疑応答

① 設計図書の内容について質問がある場合は、次により書面（様式自由）を提出すること。

ア 書面は、いの町管財契約課へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくはFAX（電話により着信を確認すること。）による。

イ 書面の受付期間は、この公告の日から令和8年10月14日（水）正午までの間、町の閉庁日を除く毎日とする。

② 質問に対する回答は、入札参加資格者全員にFAX送信する。

(7) 入札参加資格確認の通知

申請書の提出のあった者のうち、資格を有しないと確認した者についてのみ令和8年10月19日（月）までに、FAXにより通知し、資格を有すると確認した者には通知しない。

2 入札方法等について

(1) 郵便等による入札は、認めない。

(2) 入札時刻に遅れた者は、入札に参加することができない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認を受けた後、次のいずれかに該当したときは、この工事の入札に参加できない。

(1) 第2に示した入札参加資格のいずれかを満たさなくなったとき

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき

4 無効の入札

入札心得第9条に該当した入札は、無効とする。

5 入札者の失格

入札心得第10条に該当した入札者は、失格とする。

第4 入札保証金

免除する。

第5 最低制限価格

設定する。(予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲)

第6 落札候補者の決定方法

- 1 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低価格入札者から順に第1位から第3位までの落札候補者を決定する。
- 2 落札候補者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札候補者の順位を決定する。

第7 入札資格要件の確認

第1位落札候補者は資格要件確認書を提出しなければならない。提出がない場合、又、審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めた場合は、次順位の者が提出しなければならない。この場合において、提出書類、期日及び場所について、次順位の者に対し管財契約課が別途連絡するものとする。

提出書類 事後審査型制限付き一般競争入札資格要件確認書(様式第2号)

配置予定技術者状況調書(別紙1)

提出期限 令和8年10月27日(火)まで

提出場所 いの町管財契約課(いの町1700-1)

第8 落札者の決定

資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定し、落札候補者に結果を連絡するものとする。

第9 契約の保証

この工事の落札者は、工事請負契約の締結に当たり、契約の保証として、請負代金額の10分の1以上の金額を保証する次の各号のいずれかを納付し、又は提出しなければならない。

- 1 保証金(現金に限る。)
- 2 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証書
- 3 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険による保証に係る証券
- 4 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券

第10 契約締結に関する事項

本工事に係る契約は、町議会の議決を要するものであるので、落札決定した日を含めて14日以内に仮契約を締結し、町議会の議決後に本契約とするものとし、その旨を別途通知する。なお、落札決定から契約締結までの間に、次の要件に該当するものとなったときは、契約を締結しない、又は解除することがある。なお、落札決定から契約締結までの間に、次の要件に該当するものとなったときは、契約を締結しない、又は解除することがある。

- 1 第2入札参加資格の各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき
- 2 本町から指名停止又は指名回避等の処分を受けたとき
- 3 建設業法第28条第3項もしくは第5項の規定による営業停止の処分を受けたとき
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 5 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれかを行った者。

ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本町の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

- 6 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条による技術者を配置できない者
- 7 建設業法第8条第9号及びいの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当したとき

第11 その他

- 1 入札に際し、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書を提出すること。記載すべき工種等については、ホームページにて示す。
- 2 この入札による落札者は、契約書提出時に独占禁止法の遵守に係る誓約書を提出すること。誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。
- 3 落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの支払い方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払い方法の変更を認めない。